

非常勤職員（パートタイム弁護士）の募集（法務総合研究所（国際法務総合センター）・令和6年4月採用）

令和6年1月16日

法務省法務総合研究所（国際法務総合センター）では、以下の職員を募集しています。

## 1 業務内容

法務総合研究所国際協力部が行う法制度整備支援事業において、研修、共同研究、セミナー、シンポジウム等の企画・実施、民商事法分野を中心とする専門的知見の提供、支援対象国に関する調査・研究、関係機関との協議等を行う。

## 2 勤務場所

法務省法務総合研究所（国際法務総合センター）  
東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号 国際法務総合センター  
（JR青梅線東中神駅から徒歩約15分）  
自宅等におけるテレワークの実施については応相談

## 3 応募資格

弁護士資格を有し、①5年以上の実務経験、②法務・司法分野における国際協力その他国際関係業務に関する一定の知識・経験、③職務内容を遂行するために必要な高度の英語力を有すること。

なお、以下に該当する者は応募できませんので、予めご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、国家公務員法第109条から第112条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 4 勤務日及び勤務時間

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始の閉庁日を除く。）のうち週28時間勤務  
（勤務日及び勤務時間については応相談）

## 5 雇用予定期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

## 6 休暇・休業

人事院規則等に基づき、一定の要件を満たした場合、有給休暇・無給休暇、育児休業が取得可能

- 7 給与等  
時給4,000円～（別途交通費支給）  
そのほか勤務時間等を考慮の上、賞与を支給
- 8 災害補償  
公務災害、通勤災害に基づく負傷等の場合は、国家公務員災害補償法による補償（労災保険には加入せず）
- 9 応募方法  
後記13の連絡先まで、履歴書（3か月以内に撮影したカラーの顔写真貼付）及び職務経歴書（職務経歴・経験を具体的に記載）各1通を送付してください。  
※ 封筒に「パートタイム弁護士採用係宛て（パートタイム弁護士応募書類在中）」と記載願います。
- 10 応募締切日  
令和6年2月5日（月）（必要書類必着）
- 11 選考方法  
(1) 1次選考  
書類選考（1次選考不合格者に対しては、書面でその旨通知します。併せて、提出いただいた履歴書及び職務経歴書を返却します。）  
(2) 2次選考  
面接試験（1次選考合格者に対してのみ連絡の上、2月中旬頃に実施します。）
- 12 募集人数  
1名
- 13 連絡先  
〒196-8570  
東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号 国際法務総合センター国際棟  
法務省法務総合研究所国際事務部門庶務担当  
担当者 竹内、末信  
TEL 042-500-5100（自動音声の後、1を押してください。）  
（平日 9:30～18:15）
- 14 その他  
履歴書については、市販の様式で差し支えありませんが、業務上有用と思われる資格や経験を記載してください。  
なお、応募により取得した個人情報、本採用手続の事務の目的以外に利用することはありません。  
また、応募の秘密は厳守します。